

平成 22 年度 決算 に 係 る
定 期 監 査 調 書

平成 23 年 7 月

東部総合事務所県税局

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	7頁
8	収入事務処理状況調べ	8頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	11頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	16頁
11	不納欠損額調べ	18頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	22頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	23頁
14	財産に関する調べ	24頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	25頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	25頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	25頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	25頁
19	寄附物件の受納状況調べ	25頁
20	備品の処分状況調べ	26頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	26頁
○	意見、要望等	26頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
東部総合事務所 県税局	収税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の督促、収納及び過誤納金の還付又は充当に関すること。 ・口座振替及び納税証明書の交付に関すること。
		徴収係	<ul style="list-style-type: none"> ・県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・個人住民税の徴取引継ぎ及び滞納整理に関すること。 ・地方税滞納整理機構東部支部の滞納整理事務に関すること。
		自動車税係	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免、督促及び収納、犯則取締り並びに徴収、滞納処分に関すること。
	課税課	課税第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。
		課税第二係	<ul style="list-style-type: none"> ・県税（自動車税及び自動車取得税を除く）に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関すること。

4 職員の定員、現員調べ

(平成23年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	22.4.1現在	当該年度	22.4.1現在	当該年度	22.4.1現在	当該年度	22.4.1現在	
定員		33	33					33	33	
現員		(3) 36	(4) 37					(3) 36	(4) 37	育休 1 休職 1 育休予定過員 1
過不足(Δ)		3	4					3	4	同上
臨時職員										
非常勤職員		7	5					7	5	一般事務 6 事務補助 1

5 役付職員の調べ

(平成23年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
県税局長	田栗 正之	1	3	
副局長兼収税課長	七里 誠人	2	3	出納員 収税課課長補佐 2年
課税課長	谷口 勝也	0	3	税務専門員兼課税課課長補佐 3年 課税課課長補佐 1年 課税課主幹 2年
収税課課長補佐	光田 昇	2	3	
収税課課長補佐	遠藤 忠敏	0	3	
課税課課長補佐	前田 毅	0	3	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要																																																																																										
<p>1 県税徴収率の向上 (詳細は、「未収金回収促進のための取り組み状況」に記載)</p> <p>決算見込み額 19,551,598千円 (前年比： ▲1,436,025千円)</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 適正公平な税負担の実現及び納税秩序の確率</p> <p>(イ) 事業の実施状況 景気低迷の長期化により県税収入の減が見込まれる状況の中、市町が賦課徴収する個人県民税を除く県税については、効果的かつ効率的な滞納整理の実践と進捗管理の徹底により、近年、収納未済額及び件数を大幅に縮減し、高い徴収率を維持している。 また、管内市町への支援強化により、収入未済額の9割弱を占める個人県民税の徴収を最大限確保することに取り組んだ。</p> <p>① 鳥取県地方税滞納整理機構による取組 平成22年4月1日設立。東部支部として、管内全市町が参加し、高額滞納事案を中心に徴収を行った。</p> <p>② 地方税法第48条による引継ぎ 鳥取市、若桜町から滞納案件を引継ぎ、滞納処分を中心に徴収確保に努めた。</p> <p>③ 税務職員相互派遣制度の実施 鳥取市から主任級職員を受入れ、鳥取市へ課長補佐級職員を、若桜町へは係長級職員を派遣、職員育成や滞納整理、滞納処分ノウハウの修得支援と連携強化を図った。</p> <p>④ 東部徴収ネットワーク 研修会等を通じ、徴収技術の向上と連携意識を深めた。</p> <p>※ 東部県税(管内)徴収率の推移</p> <table border="1" data-bbox="478 1187 1184 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税全体</td> <td>97.9%</td> <td>97.9%</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>個人県民税を除く</td> <td>99.0%</td> <td>99.6%</td> <td>99.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 東部県税収入未済状況の推移(個人県民税を除く。)(単位:件、千円)</p> <table border="1" data-bbox="478 1377 1326 1688"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県税全体 (個県除く)</td> <td>現</td> <td>682</td> <td>79,377</td> <td>464</td> <td>34,731</td> <td>430</td> <td>22,440</td> </tr> <tr> <td>滞</td> <td>983</td> <td>72,378</td> <td>651</td> <td>44,634</td> <td>543</td> <td>31,922</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,665</td> <td>151,755</td> <td>1,115</td> <td>79,365</td> <td>973</td> <td>54,362</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち 自動車税</td> <td>現</td> <td>601</td> <td>22,837</td> <td>418</td> <td>15,872</td> <td>380</td> <td>14,138</td> </tr> <tr> <td>滞</td> <td>493</td> <td>18,968</td> <td>305</td> <td>11,917</td> <td>269</td> <td>10,094</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,094</td> <td>41,805</td> <td>723</td> <td>27,789</td> <td>649</td> <td>24,232</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 差押実績件数の推移 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="478 1762 1326 1912"> <thead> <tr> <th>税目</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>※22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税</td> <td>323</td> <td>575</td> <td>334</td> <td>425</td> </tr> <tr> <td>その他の税目</td> <td>105</td> <td>83</td> <td>41</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>428</td> <td>658</td> <td>375</td> <td>506</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 各年度とも出納整理期間終了時点(5月末日)のもの。 なお、参考として22年度の23年4月末現在の件数を掲載している。</p>		19年度	20年度	21年度	県税全体	97.9%	97.9%	97.5%	個人県民税を除く	99.0%	99.6%	99.6%			19年度		20年度		21年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	県税全体 (個県除く)	現	682	79,377	464	34,731	430	22,440	滞	983	72,378	651	44,634	543	31,922	計	1,665	151,755	1,115	79,365	973	54,362	うち 自動車税	現	601	22,837	418	15,872	380	14,138	滞	493	18,968	305	11,917	269	10,094	計	1,094	41,805	723	27,789	649	24,232	税目	19年度	20年度	21年度	※22年度	自動車税	323	575	334	425	その他の税目	105	83	41	81	合計	428	658	375	506
	19年度	20年度	21年度																																																																																								
県税全体	97.9%	97.9%	97.5%																																																																																								
個人県民税を除く	99.0%	99.6%	99.6%																																																																																								
		19年度		20年度		21年度																																																																																					
		件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																				
県税全体 (個県除く)	現	682	79,377	464	34,731	430	22,440																																																																																				
	滞	983	72,378	651	44,634	543	31,922																																																																																				
	計	1,665	151,755	1,115	79,365	973	54,362																																																																																				
うち 自動車税	現	601	22,837	418	15,872	380	14,138																																																																																				
	滞	493	18,968	305	11,917	269	10,094																																																																																				
	計	1,094	41,805	723	27,789	649	24,232																																																																																				
税目	19年度	20年度	21年度	※22年度																																																																																							
自動車税	323	575	334	425																																																																																							
その他の税目	105	83	41	81																																																																																							
合計	428	658	375	506																																																																																							

<滞納整理の基本方針>

- ① 早期に納税折衝等を開始する。
- ② 時期を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行う。
- ③ 納税資力があるにもかかわらず、納税意識の希薄な滞納者については、早期かつ厳正な滞納処分を執行する。
- ④ 定期的に滞納整理の進捗状況をヒアリングし、個別の処理方針を指示し、進行管理を徹底した。

イ 平成22年度実施に当たり改善等に取り組んだ点

平成22年4月1日に鳥取県地方税滞納整理機構（東部支部）の立ち上げ、全構成員参加による処理方針会議で機構としての統一方針を出し、徴収事務を遂行した。

また、支部内での幅広い事案検討の中で、県・市町間で格差のない徴収技術の共有とレベルアップを図った。

さらに、県、市町が協働した催告、交渉を行うことで徴収事務の効率化と訴求力の向上を図った。

ウ 成 果

(ア) 定期的なヒアリングによる進行管理、写真入タイヤロック予告書の発送、臨宅から出頭通知への切り替え、徴収係と自動車税係徴収担当の連携強化及び係長級以上の職員による一斉電話催告の実施等効率的な滞納整理手法に取り組み、自主納税や分割納付の申し出などの効果があり、早期に滞納件数を圧縮できた。

(イ) 滞納件数の早期圧縮により個々の滞納者の状況把握ができ、適切な納税指導と早期かつ厳正な滞納処分につながった。

(ウ) また、新たな取組として過払利息債権の差押を実施した。

(エ) 個人県民税については、地方税滞納整理機構や地方税法第48条の徴収引継ぎの実施により、他局に比べて高い徴収率、処理率を確保しており、特に滞納繰越分の徴収率向上に貢献した。

なお、個人県民税収入未済額の大半を占める鳥取市が平成21年度から相互併任制度に参加したことにより、相互派遣職員を中心に信頼関係も高まり、緊密な連携により滞納整理を行っている。

	区 分	H21徴収実績	H22徴収見込	対前年比
【個人 県民税 徴収見込み】	現 年	97.5%	97.8%	+0.3%
	滞納繰越	22.6%	21.9%	▲0.7%

エ 課 題

(ア) 平成21年度の個人県民税未済額は、県税全体の89.3%を占め、平成22年度も同様に高い水準が見込まれる。個人県民税を除く徴収率は、平成21年度決算で99.6%まで引き上げており、県税の徴収努力による徴収確保は限界にある。このため個人県民税の徴収対策が喫緊の課題である。

(イ) また、県と市町の連携や支援の強化により、管内市町の徴収能力は向上しつつあるが、まだ取組姿勢や体制にばらつきがあり、今後も各市町の実態に応じた支援を行う必要がある。

(ウ) さらに、鳥取県地方税滞納整理機構（平成22年4月1日設立）を軌道に乗せ、県・市町双方が相乗効果を実感できる結果を出し、一元化を含めたより効果的な徴収体制を構築する必要がある。

事業名	概要
2 不正軽油対策	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 不正軽油（知事の承認を受けないで灯油・重油等を混ぜるなどの行為により製造された軽油等。）の製造・販売・使用は脱税行為であり、県税収入の減少や正常な商取引を阻害するだけでなく、不正軽油製造で生じる産業廃棄物が環境破壊にもつながることから不正軽油の製造等の撲滅に取り組む。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 軽油流通経路の各段階で正常な軽油が流通しているか把握するため、地方税法に基づく抜取調査を実施した。 販売店調査 16件 大口需要家等調査 21件（うちクマリン反応1件） 路上抜取調査 3回（69台） 公共事業調査 13件</p> <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 ・軽油引取税調査マニュアルを改訂し、各調査ごとの調査方法等を具体化した。</p> <p>ウ 成果 ・大口需要家等調査を行い、クマリン反応が出た需要家に対し、軽油の購入先への反面調査等を実施したところ、軽油と重油が混和されていたことが確認された。 ・本件は、故意による軽油と重油の混和ではなかったが、税の公平性の観点から、混和が疑われる軽油83.01リットルについて課税処分を行った。 （納付額：2,664円） ・軽油引取税調査マニュアルを改訂し、各調査ごとの調査方法等を具体化した結果、すべての調査員が同水準の調査を行えることとなり、調査が効果的に行えるようになった。 ・需要家、販売店の調査を定期的に行うことで、軽油の不正利用の抑制を図るとともに、不正軽油撲滅への意識啓発が図れた。</p> <p>エ 課題 ・景気が低迷している中、各事業者のコスト削減から車両の燃料としてA重油又は灯油が不正に使用される懸念があるため、引き続き販売店、大口需要家等に対し軽油の抜取調査を行い、不正軽油の撲滅を図る必要がある。 ・今後も引き続き不正軽油対策協議会の構成員（警察、消防局、石油商業組合等）と連携し、情報提供を呼びかけるとともに、関係業界に対し脱税行為の禁止の周知・啓発を図る必要がある。</p>
3 不申告法人の申告指導・督促対策及び未登録法人の捕捉調査	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 不申告法人（法人登録はあるが、決算期が到来し、法人二税の申告期限を経過しても申告書を提出しない法人）及び未登録法人（県内に事務所等を設置して事業を行っているが、法人設立届を提出していないため、法人二税の申告実績がない法人）に対して、適正・公平な課税及び自主財源確保を図るため、申告指導及び督促を行うとともに、未登録法人の捕捉調査を行っている。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 不申告法人は、毎月、税務電算から配信される不申告法人に関するリストを基に、申告指導・督促を行った。 未登録法人は、求人広告等の情報から未登録法人の捕捉を進めている。 また、管内市町の法人登録台帳と比較して、管内市町に法人登録があるが、県には法人登録のない未登録法人の把握を進めている。</p>

- イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
- ・不申告法人は、従来、申告のみの督励をしていたが、申告に伴い、納付の義務も生じることから、複数事業年度について、不申告の状態になっている法人を中心に、徴収係と連携を密にして申告及び納付の督促を進めている。
 - ・また、未登録法人の捕捉は、国の緊急雇用対策事業により、平成22年10月1日から専任の非常勤職員を雇用して、捕捉調査を進めている。

ウ 成 果

- ・不申告法人は、申告指導・督励及び徴収係との連携により、前年度以前から不申告が続いている167法人（継続分）のうち、38法人が期限後申告を行った。
- 平成22年度、新規に不申告となった182法人（新規分）のうち、91法人が期限後申告を行った。
- また、実態がなく、今後、再開見込みが全くない不申告法人は、除却保留の処理を行い、法人登録を抹消した。（継続分52法人、新規分38法人）

年度末不申告法人数

年月日	H22.3.31	H23.3.31
継続分	86	77
新規分	81	53
計	167	130

- ・未登録法人は、捕捉調査を進めている。

エ 課 題

- ・申告督励により申告書を提出した法人が、翌事業年度も再び不申告となる傾向が続いている。自主申告及び納付の意識を醸成する方策を講じる必要がある。
- ・東日本大震災の影響により、日本経済の停滞感がみられ、法人の事業遂行も先行きが不明な感があり、休廃業及び倒産等による法人代表者の所在不明等の案件が増える可能性があり、不申告法人調査の進捗が困難となる可能性がある。
- ・未登録法人の捕捉調査により、法人登録及び申告指導並びに督励を進める方策を確立する必要がある。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成23年3月31日現在)

収入科目			件数	単価	証紙はりつけ額	備考
目	節	細節				
自動車税	現年課税分		14,711	—	234,067,000	
		計(節)	14,711		234,067,000	
	目計		14,711		234,067,000	
自動車税取得税	現年課税分		24,649	—	828,442,200	
		計(節)	24,649		828,442,200	
	目計		24,649		828,442,200	
狩猟税	現年課税分	一種銃猟免許	190	16,500	3,135,000	一種(ライフル等)
		一種銃猟免許 (県民税課税額の納付多量しない者)	85	11,000	935,000	一種(ライフル等)
		二種銃猟免許	7	5,500	38,500	二種(空気銃等)
		網わな	228	8,200	1,869,600	網わな(ワナ等)
		網わな(減免)	132	5,500	726,000	網わな(ワナ等)
		計(節)	641		6,704,100	
	目計		641		6,704,100	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付 手数料	2,443	400	977,200	
		免税軽油使用者 証交付手数料	111	400	44,400	
	計(節)	2,554		1,021,600		
目計		2,554		1,021,600		
合計			42,556		1,070,234,900	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料 該当なし

(3) 手数料

(単位：件、円) (平成23年3月31日現在)

取 入 科 目			件 数	調 定 金 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	根 拠 法 令 名 等	備 考
目	節	細 節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付 手数料	77	30,800	30,800	0	0	県税条例 第16条第3項	
	計(節)		77	30,800	30,800	0	0		
目 計			77	30,800	30,800	0	0		
合 計			77	30,800	30,800	0	0		

(4) 財産収入 該当なし

(5) 諸収入

(平成23年4月31日現在)

収入科目			種 別	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備 考	
項	目	節									
延滞金・ 加算金及び過料	延滞金	延滞金	延滞金	4,085	22,844,656	23,392,506	0	-547,850	地方税法 第56条第2項他		
		節 計		4,085	22,844,656	23,392,506	0	-547,850			
	目 計			4,085	22,844,656	23,392,506	0	-547,850			
	加算金	加算金	過少申告加算金	過少申告加算金	27	632,450	599,450	0	33,000	地方税法 第72条の4第1項他	
			不申告加算金	不申告加算金	89	436,261	11,983	59,200	365,078		
			重加算金	重加算金	94	4,704,431	4,252,180	0	452,251		
	節 計			210	5,773,142	4,863,613	59,200	850,329			
目 計			210	5,773,142	4,863,613	59,200	850,329				
雑 入	地方法 人特別 税	地方法人特別税		406	245,243,927	242,636,412	0	2,607,515	地方法人特別税等に 関する暫定措置法		
		節 計		406	245,243,927	242,636,412	0	2,607,515			
	目 計			406	245,243,927	242,636,412	0	2,607,515			
合 計				4,701	273,861,725	270,892,531	59,200	2,909,994			

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成23年4月30日現在)

(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税	562,615,268	県税収入。延滞金、加算金を含む。
合計		

- 注1 現金で領収した収入について記載すること。
1 同一の収入科目はまとめて記載すること。
3 備考欄に収入の種別(〇〇手数料、刊行物売払収入、私用電話料等)を記載すること。

イ つり銭の状況

(平成23年4月30日現在)

つり銭の有無	有り	つり銭の額(円)	100,000円
--------	----	----------	----------

- 注1 鳥取県会計規則第70条第10項のつり銭を保有している場合に記載すること。
2 つり銭の額は調査作成基準日現在の金額を記載すること。

9 収入未済額調べ【個別調査】

(1) 県税未収金

① 過年度分(平成23年3月31日現在)

(単位:円、件)

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度				翌年度繰越		備考(※)				
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数		不納欠損額	件数	未収額	件数
S52	不動産取得税	16,790	2	0	0	16,790	2					16,790	2	生前贈与16,790(2)
S53	不動産取得税	30,210	1	0	0	30,210	1					30,210	1	生前贈与30,210(1)
S56	不動産取得税	76,830	6	19,620	1	57,210	5					57,210	5	生前贈与57,210(5)
S57	不動産取得税	56,240	4	0	0	56,240	4					56,240	4	生前贈与56,240(4)
S58	不動産取得税	341,285	8	0	0	341,285	8					341,285	8	生前贈与341,285(8)
S59	不動産取得税	101,800	7	38,880	3	62,920	4					62,920	4	生前贈与62,920(4)
S60	不動産取得税	92,300	5	0	0	92,300	5					92,300	5	生前贈与92,300(5)
S61	不動産取得税	318,520	12	2,900	0	315,620	12	39,860	2			275,760	10	生前贈与275,760(10)
S62	不動産取得税	444,240	16	36,560	3	407,680	13					407,680	13	生前贈与444,240(13)
H 1	不動産取得税	67,800	3	0	0	67,800	3					67,800	3	生前贈与67,800(3)
H 2	個人事業税	21,000	1	0	0	21,000	1	16,000	0			5,000	1	
	不動産取得税	204,300	6	40,200	2	164,100	4					164,100	4	生前贈与164,100(4)
	小計	225,300	7	40,200	2	225,300	7	16,000	0	0	0	209,300	5	
H 3	不動産取得税	144,700	4	0	0	144,700	4					144,700	4	生前贈与144,700(4)
H 4	不動産取得税	274,200	6	5,000	1	269,200	5					269,200	5	生前贈与269,200(5)
H 6	個人事業税	43,266	1	0	0	43,266	1	43,266	1			0	0	
	不動産取得税	195,500	4	0	0	195,500	4	65,500	1			130,000	3	生前贈与130,000(3)
	小計	238,766	5	0	0	238,766	5	108,766	2	0	0	130,000	3	
H 7	不動産取得税	69,400	2	0	0	69,400	2					69,400	2	生前贈与69,400(2)
H 8	不動産取得税	99,300	2	0	0	99,300	2					99,300	2	生前贈与99,300(2)
	特別地方消費税	322,720	3	0	0	322,720	3	26,410	0			296,310	3	
	小計	422,020	5	0	0	422,020	5	26,410	0	0	0	395,610	5	
H9	個人事業税	178,908	1	0	0	178,908	1					178,908	1	
	不動産取得税	322,838	4	14,200	1	308,638	3	82,400	1			226,238	2	生前贈与135,900(1)
	特別地方消費税	1,243,973	12	0	0	1,243,973	12					1,243,973	12	
	小計	1,745,719	17	14,200	1	1,745,719	17	82,400	1	0	0	1,663,319	15	
H10	不動産取得税	3,553,119	5	0	0	3,553,119	5			2,036,219	2	1,516,900	3	生前贈与1,516,900(3)
	特別地方消費税	1,029,446	15	0	0	1,029,446	15			57,427	3	972,019	12	
	小計	4,582,565	20	0	0	4,582,565	20	0	0	2,093,646	5	2,488,919	15	

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度						翌年度繰越		備考(※)		
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数		未収額	件数
H11	個人事業税	325,563	4	0	0	325,563	4	500	0			325,063	4	
	不動産取得税	74,800	2	0	0	74,800	2					74,800	2	生前贈与74,800(2)
	特別地方消費税	1,132,116	26	0	0	1,132,116	26			323,107	14	809,009	12	
	小計	1,532,479	32	0	0	1,532,479	32	500	0	323,107	14	1,208,872	18	
H12	個人事業税	859,800	5	0	0	859,800	5			577,700	3	282,100	2	
	特別地方消費税	198,582	5	0	0	198,582	5			14,371	2	184,211	3	
	小計	1,058,382	10	0	0	1,058,382	10	0	0	592,071	5	466,311	5	
H13	個人事業税	262,990	7	0	0	262,990	7	44,190	1	78,000	2	140,800	4	
	不動産取得税	728,468	5	0	0	728,468	5	65,456	0			663,012	5	生前贈与117,700(3)
	自動車税	90,400	2	0	0	90,400	2	15,000	1			75,400	1	
	小計	1,092,568	14	0	0	1,092,568	14	124,646	2	78,000	2	889,922	10	
H14	個人事業税	464,890	8	0	0	464,890	8	184,774	3	51,500	2	228,616	3	
	不動産取得税	385,352	6	0	0	385,352	6			256,852	2	128,500	4	生前贈与128,500(4)
	自動車税	56,300	2	0	0	56,300	2	15,000	1	0	0	41,300	1	
	小計	906,542	16	0	0	906,542	16	199,774	4	308,352	4	398,416	8	
H15	個人事業税	1,011,000	9	0	0	1,011,000	9			79,300	2	931,700	7	
	不動産取得税	761,700	7	0	0	761,700	7					761,700	7	生前贈与761,700(7)
	自動車税	98,500	2	0	0	98,500	2	0	0	0	0	98,500	2	
	小計	1,871,200	18	0	0	1,871,200	18	0	0	79,300	2	1,791,900	16	
H16	個人事業税	263,446	6	0	0	263,446	6	30,000	1	137,146	2	96,300	3	
	不動産取得税	130,000	4	0	0	130,000	4	300	0			129,700	4	生前贈与129,700(4)
	自動車税	343,313	9	50,279	1	293,034	8	110,926	3	74,208	2	107,900	3	
	小計	736,759	19	50,279	1	736,759	19	141,226	4	211,354	4	384,179	10	
H17	個人事業税	1,067,755	13	0	0	1,067,755	13	25,849	1	278,000	4	763,906	8	
	不動産取得税	506,800	2	0	0	506,800	2	17,700	1	489,100	1	0	0	
	自動車税	832,938	25	29,700	1	803,238	24	114,572	5	204,100	6	484,566	13	
	小計	2,480,993	41	29,700	1	2,480,993	41	158,121	7	971,200	11	1,351,672	21	
H18	個人事業税	400,505	6	0	0	400,505	6			184,805	3	215,700	3	
	不動産取得税	113,000	3	0	0	113,000	3					113,000	3	生前贈与48,800(1)
	自動車税	1,505,721	39	132,748	4	1,372,973	35	264,880	8	29,600	1	1,078,493	26	
	小計	2,019,226	48	132,748	4	2,019,226	48	264,880	8	214,405	4	1,539,941	32	

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度								翌年度繰越		備考(※)
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
H19	法人県民税	251,500	5	0	0	251,500	5	90,000	1	161,500	4	0	0	
	個人事業税	658,500	3	0	0	658,500	3			129,000	1	529,500	2	
	不動産取得税	1,297,600	8	89,100	1	1,208,500	7	965,728	3			242,772	4	生前贈与25,400(1)
	自動車税	2,152,341	61	329,741	7	1,822,600	54	507,174	16	28,000	1	1,287,426	37	
	小計	4,296,347	78	418,841	0	4,296,347	78	1,562,902	20	318,500	6	2,414,945	43	
H20	法人県民税	18,655	1	0	0	18,655	1					18,655	1	
	法人事業税	439,800	2	0	0	439,800	2	240,000	1			199,800	1	
	個人事業税	735,100	4	0	0	735,100	4	595,100	3	140,000	1	0	0	
	不動産取得税	491,200	3	0	0	491,200	3	392,600	2			98,600	1	
	自動車税	5,010,436	129	1,321,351	29	3,689,085	100	1,340,494	38	113,600	3	2,234,991	59	
小計	6,695,191	139	1,321,351	29	5,373,840	110	2,568,194	44	253,600	4	2,552,046	62		
H21	法人県民税	189,735	9	0	0	189,735	9	113,351	6	36,297	1	40,087	2	
	法人事業税	1,370,546	12	141,100	2	1,229,446	10	1,206,200	9			23,246	1	
	個人事業税	743,900	11	37,900	1	706,000	10	519,100	9			186,900	1	
	不動産取得税	5,033,600	18	0	0	5,033,600	18	4,423,700	9			609,900	9	生前贈与64,000(2)
	自動車税	14,138,443	380	2,231,538	54	11,906,905	326	6,658,557	181	0	0	5,248,348	145	
	軽油引取税	866,410	2	0	0	866,410	2	392,150	1			474,260	1	
	小計	22,342,634	432	2,410,538	57	19,932,096	375	13,313,058	215	36,297	1	6,582,741	159	
計	法人県民税	459,890	15	0	0	459,890	15	203,351	7	197,797	5	58,742	3	
	法人事業税	1,810,346	14	141,100	2	1,669,246	12	1,446,200	10	0	0	223,046	2	
	個人事業税	7,036,623	79	37,900	1	6,998,723	78	1,458,779	19	1,655,451	20	3,884,493	39	
	不動産取得税	15,931,892	155	246,460	12	15,685,432	143	6,053,244	19	2,782,171	5	6,850,017	119	
	特別地方消費税	3,926,837	61	0	0	3,926,837	61	26,410	0	394,905	19	3,505,522	42	
	自動車税	24,228,392	649	4,095,357	96	20,133,035	553	9,026,603	253	449,508	13	10,656,924	287	
	軽油引取税	866,410	2	0	0	866,410	2	392,150	1	0	0	474,260	1	
小計	54,260,390	975	4,520,817	111	49,739,573	864	18,606,737	309	5,479,832	62	25,653,004	493		
個人県民税	452,745,750		0		452,745,750		111,165,075		18,416,804		323,163,871			
総計	507,006,140	975	4,520,817	111	502,485,323	864	129,771,812	309	23,896,636	62	348,816,875	493		

② 現年度分（平成23年4月30日現在）

（単位：円、件）

税 目	調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	翌年度繰越		備考
							未収額	件数	
法人県民税	1,091,255,000	9,017	1,092,706,803	8,968	0	0	-1,451,803	49	
県民税利子割	375,955,318	902	375,975,940	901	0	0	-20,622	1	
法人事業税	3,955,991,000	4,490	3,957,098,558	4,472	0	0	-1,107,558	18	
個人事業税	162,265,300	2,244	159,496,400	2,217	70,000	0	2,698,900	27	
不動産取得税	529,350,600	2,272	527,759,700	2,226	0	0	1,590,900	46	猶予(生前贈与以外) 508,900円 (8)
県たばこ税	1,087,511,905	239	1,087,511,905	239	0	0	0	0	
ゴルフ場利用税	45,165,850	60	45,165,850	60	0	0	0	0	
自動車税	3,158,506,020	98,189	3,138,393,661	97,433	0	0	20,112,359	756	
	(283,168,200)	(14,734)	(283,114,400)	(14,720)	(0)	(0)	(53,800)	(14)	
自動車取得税	828,319,900	26,706	828,334,000	26,706	0	0	-14,100	0	
	(828,319,900)	(26,706)	(828,334,000)	(26,706)	(0)	(0)	(-14,100)	(0)	
軽油引取税	2,387,792,830	457	2,332,707,391	442	0	0	55,085,439	15	
県民税配当割	151,025,760	4,945	151,025,760	4,945	0	0	0	0	
株式等譲渡所得割	77,417,803	95	77,417,803	95	0	0	0	0	
小 計	13,850,557,286	149,616	13,773,593,771	148,704	70,000	0	76,893,515	912	
	(1,111,488,100)	(41,440)	(1,111,448,400)	(41,426)	(0)	(0)	39,700	(14)	
個人県民税	5,830,216,780		5,367,764,429		0		462,452,351		
合 計	19,680,774,066	149,616	19,141,358,200	148,704	70,000	0	539,345,866	912	
	(1,111,488,100)	(41,440)	(1,111,448,400)	(41,426)	(0)	(0)	39,700	(14)	

※自動車税、自動車取得税の（ ）の額は、中国運輸局鳥取運輸支局における証紙徴収分であり、内数である。

(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係)

① 過年度分 (平成23年3月31日現在)

(単位: 件、円)

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H17					1	3,800	1	3,800	
	H18					1	1,000	1	1,000	
	H20	1	33,000					1	33,000	
	計	1	33,000	0	0	2	4,800	3	37,800	
特別地方消費税	H7			1	3,800			1	3,800	
	H8			8	45,000			8	45,000	
	H9			12	61,700			12	61,700	
	H10			12	48,100			12	48,100	
	H11			12	39,900			12	39,900	
	H12			3	9,100			3	9,100	
	計	0	0	48	207,600	0	0	48	207,600	
軽油引取税	H21			3	155,500			3	155,500	
合計		1	33,000	51	363,100	2	4,800	54	400,900	

② 現年度分 (平成23年4月30日現在)

(単位: 件、円)

税目	区分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税				1	3,978	6	846,351			
合計		0	0	1	3,978	6	846,351	7	850,329	

(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)

該当なし

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果																														
<p>1 滞納整理の取組状況</p> <p>① 進捗管理の徹底 ・定期的に滞納整理の進捗状況をヒヤリングし、個別に処理方針を決定し、進捗管理を徹底した。</p> <p>② 写真入タイヤロック予告書 ・従来の予告書より効果的な納税勧奨となるよう、予告書に具体的イメージが伝わるタイヤロックの見本を添付した。(102件)</p> <p>③ 過払利息債権の差押 ・利息制限法以上、出資法未満の金利(=グレーゾーン金利)で消費者金融会社が滞納者に貸し出した金銭の不当利得返還請求権(いわゆる過払利息債権)の差押を実施した。</p> <p>2 個人県民税の徴収対策</p> <p>平成19年度に実施された国から地方への税源以上に伴い、平成21年度の未済額は、県税全体の89.3%を占め、平成22年度も同様に高い水準が見込まれる。個人県民税を除く徴収率は、平成21年度決算で99.6%まで引き上げており、県税の徴収努力による税収確保は限界にある。市町が賦課徴収している個人県民税の徴収対策、中でも鳥取市の徴収率向上が喫緊の課題である。</p> <p>○県税全体に占める個人県民税の収入未済の状況(東部管内)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税未済額①</td> <td>512,371</td> <td>491,282</td> <td>508,037</td> <td>550,657</td> </tr> <tr> <td>個県未済額②</td> <td>360,616</td> <td>411,916</td> <td>453,675</td> <td>482,298</td> </tr> <tr> <td>割合(②/①)</td> <td>70.4</td> <td>83.8</td> <td>89.3</td> <td>87.6</td> </tr> <tr> <td>うち鳥取市③</td> <td>320,546</td> <td>367,265</td> <td>405,430</td> <td>452,302</td> </tr> <tr> <td>割合(③/②)</td> <td>88.9</td> <td>89.2</td> <td>89.4</td> <td>93.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 地方税法第48条による徴収引継ぎ ・鳥取市及び若桜町から引き受けた事案について、県が直接徴収を行い、厳正な滞納処分を中心に個人県民税の収入確保を図った。 積極的な滞納整理の結果、東部地区の徴収引継ぎに係る徴収率は、38.5%と中部地区(26.8%)、西部地区(21.3%)を上回っている。</p>		19年度	20年度	21年度	22年度(見込)	県税未済額①	512,371	491,282	508,037	550,657	個県未済額②	360,616	411,916	453,675	482,298	割合(②/①)	70.4	83.8	89.3	87.6	うち鳥取市③	320,546	367,265	405,430	452,302	割合(③/②)	88.9	89.2	89.4	93.8	<p>① 進捗管理を徹底し、組織的な滞納整理を行うことで、個人県民税を除く徴収率は、平成20年度99.6%、平成21年度も同じく99.6%と高い徴収率を維持している。厳しい納税環境の中ではあるが、平成22年度も99%台半ばを維持できる見込みである。</p> <p>② 写真入タイヤロック予告書は、新しい取組みであったが、多数の反応があり、早期の滞納圧縮に貢献した。</p> <p>③ 県内初の新たな取組で、租税債権の確保及び滞納者の生活再建を図った。</p>
	19年度	20年度	21年度	22年度(見込)																											
県税未済額①	512,371	491,282	508,037	550,657																											
個県未済額②	360,616	411,916	453,675	482,298																											
割合(②/①)	70.4	83.8	89.3	87.6																											
うち鳥取市③	320,546	367,265	405,430	452,302																											
割合(③/②)	88.9	89.2	89.4	93.8																											
<p>① 徴収引継ぎの実績 (単位:千円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>引継額</th> <th>うち徴収額</th> <th>徴収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市</td> <td>(238件) 8,287</td> <td>(82件) 3,132</td> <td>(34.5) 37.8</td> </tr> <tr> <td>若桜町</td> <td>(9件) 98</td> <td>(9件) 98</td> <td>(100.0) 100.0</td> </tr> </tbody> </table>		引継額	うち徴収額	徴収率	鳥取市	(238件) 8,287	(82件) 3,132	(34.5) 37.8	若桜町	(9件) 98	(9件) 98	(100.0) 100.0																			
	引継額	うち徴収額	徴収率																												
鳥取市	(238件) 8,287	(82件) 3,132	(34.5) 37.8																												
若桜町	(9件) 98	(9件) 98	(100.0) 100.0																												

<p>② 税務職員相互派遣制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任級市職員（H20～H21、H22～H23）を県税局が受入れ、進捗管理やより高度な徴収技術の修得を図った。 ・係長級県職員（H20～H21）及び補佐級県職員（H22～H23）を鳥取市、係長級職員（H21～H22、H23～継続）を若桜町（H21～H22）に派遣し、滞納整理のノウハウ、進捗管理、債権管理の重要性を浸透させ、組織の積極性を引き出している。 <p>③ 鳥取県地方税滞納整理機構（任意組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務職員相互併任制度を発展的に解消させ、重複事務の解消、税収確保、徴税吏員の能力向上、一元的組織の検討を目的に平成22年4月1日に発足した。 ・全市町村参加により、東部、中部、西部の3支部体制で活動している。 	<p>② 税務職員相互派遣制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収技術の向上だけでなく、派遣職員を中心に連携が進み、組織間の協力体制や信頼関係がより強固になった。（鳥取市とは、主任級市職員の受け入れ、課長補佐級県職員の派遣をH22～H23も継続。） ・鳥取市においては、派遣終了職員によるフィードバックで現行派遣職員との相乗効果を期待。若桜町では、町職員の自立が課題。 <p>③ 鳥取県地方税滞納整理機構（任意組織）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全構成員参加による処理方針会議で機構としての統一方針を出し、徴収事務を遂行した。 ・支部内での幅広い事案検討の中で、県・市町間で格差のない徴収技術の共有とレベルアップを図った ・県、市町が協働した催告、交渉を行うことで徴収事務の効率化と訴求力の向上を図った。 ・実績を上げることで、より高度な一元的組織の創設を具体化する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>引継事案</th> <th>収入済率</th> <th>処理済率</th> <th>収入済率+ 処理済率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>(5,829件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部</td> <td>269,422</td> <td>32.8</td> <td>55.4</td> <td>88.2</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>(453件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部</td> <td>4,798</td> <td>29.3</td> <td>30.5</td> <td>59.8</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>(3,915件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部</td> <td>115,426</td> <td>8.3</td> <td>28.4</td> <td>36.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(10,197件)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>389,646</td> <td>25.5</td> <td>47.1</td> <td>72.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（単位：千円、％）</p>		引継事案	収入済率	処理済率	収入済率+ 処理済率	東部	(5,829件)				支部	269,422	32.8	55.4	88.2	中部	(453件)				支部	4,798	29.3	30.5	59.8	西部	(3,915件)				支部	115,426	8.3	28.4	36.7	計	(10,197件)					389,646	25.5	47.1	72.6
	引継事案	収入済率	処理済率	収入済率+ 処理済率																																										
東部	(5,829件)																																													
支部	269,422	32.8	55.4	88.2																																										
中部	(453件)																																													
支部	4,798	29.3	30.5	59.8																																										
西部	(3,915件)																																													
支部	115,426	8.3	28.4	36.7																																										
計	(10,197件)																																													
	389,646	25.5	47.1	72.6																																										

(2) 税外収入関係

取り組み対象 の未収金 【科目・節】	債権管理事務取 扱要領の作成の 有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び 加算金	有 (H15.4.30付税 務課長通知「税 外未収金（加算 金・延滞金）の 確保対策につ いて」)	① 延滞金確定時に納付書を送付し、 納付のない場合には、適宜催告状送 付・電話催告等により未収金の回収 に努めた。 ② 延滞金の滞納者に対し、文書によ る一斉催告を行った。（10月）	① 延滞金確定後速やかに納付催告するこ とにより、早期に効果的な滞納整理が図 れた。 ② 一斉催告により効率的な滞納整理が図 れた。

1.1 不納欠損処分調べ【個別調書】

(1) 県税関係 (個人県民税を除く)

(平成23年4月30日現在)

調定年度	科目 (税目又は種、第)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処分 を行った理由
H19	法人県民税	1	H15.10.31		H23.3.17	10,000	地方税法第15条の7第5項 (滞納処分の停止、即時消滅)
H19	"	"	H16.11.1		H23.3.17	50,000	"
H19	"	"	H17.10.31		H23.3.17	50,000	"
H19	"	"	H18.10.31		H23.3.17	51,500	"
H21	法人県民税	2	H21.8.31		H23.3.28	36,297	"
	小計	5件				197,797	
	法人事業税		無し				
	小計	0件				0	
H16	個人事業税	3	H16.9.30		H23.3.31	67,146	地方税法第15条の7第4項 (滞納処分停止後3年経過) (H20.3.31執行停止: 地方税法第15条の7第1項第3号)
H16	"	"	H16.11.30		H23.3.31	70,000	"
H17	"	"	H17.8.31		H23.3.31	37,700	"
H17	"	"	H17.11.30		H23.3.31	37,000	"
H12	個人事業税	4	H13.2.28		H23.3.29	541,200	地方税法第15条の7第5項 (滞納処分の停止、即時消滅)
H17	"	"	H17.11.30		H23.3.29	188,000	"
H18	"	"	H18.11.30		H23.3.29	127,000	"
H19	"	"	H19.11.30		H23.3.29	129,000	"
H20	"	"	H20.12.1		H23.3.29	140,000	"
H22	"	"	H22.11.30		H23.3.29	70,000	"
H18	個人事業税	5	H18.8.31		H23.3.28	27,805	地方税法第15条の7第4項 (滞納処分停止後3年経過) (H20.3.18執行停止: 地方税法第15条の7第1項第3号)
H18	"	"	H18.11.30		H23.3.28	30,000	"
H17	個人事業税	6	H17.8.31		H23.3.29	15,300	地方税法第18条第1項 (時効完成) (H21.3.30執行停止: 地方税法第15条の7第1項第3号)
H12	個人事業税	7	H12.8.31		H23.3.29	18,500	地方税法第15条の7第4項 (滞納処分停止後3年経過) (H20.3.28執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H12	"	"	H12.11.30		H23.3.29	18,000	"
H13	"	"	H13.8.31		H23.3.29	39,000	"
H13	"	"	H13.11.30		H23.3.29	39,000	"
H14	"	"	H14.9.2		H23.3.29	26,500	"
H14	"	"	H14.12.2		H23.3.29	25,000	"
H15	"	"	H15.9.1		H23.3.29	40,300	"
H15	"	"	H15.12.1		H23.3.29	39,000	"
	小計	21件				1,725,451	
H14	不動産取得税	8	H15.1.6		H23.3.25	235,200	地方税法第18条第1項 (時効完成) (H20.3.14執行停止: 地方税法第15条の7第1項第3号)
H14	"	"	H15.1.6		H23.3.25	21,652	"
H10	不動産取得税	9	H10.9.30		H23.3.28	1,003,306	地方税法第15条の7第4項 (滞納処分停止後3年経過) (H20.3.14執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H10	不動産取得税	10	H10.6.1		H23.3.28	1,032,913	地方税法第15条の7第4項 (滞納処分停止後3年経過) (H20.3.14執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H17	不動産取得税	11	H18.1.31		H23.3.29	489,100	地方税法第15条の7第5項 (滞納処分の停止、即時消滅)
	小計	5件				2,782,171	

調定 年度	科 目 (税目又は目、額)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起 算 日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 納 欠 損 処 分 行 っ た 理 由
H10	特別地方消費税	7	H10. 7. 31		H23. 3. 29	11, 572	地方税法第15条の7第4項(滞納処分停止後3年経過) (H20. 3. 28執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H10	"	"	H10. 8. 31		H23. 3. 29	21, 255	"
H10	"	"	H10. 9. 30		H23. 3. 29	24, 600	"
H11	"	"	H10. 11. 30		H23. 3. 29	32, 744	"
H11	"	"	H11. 1. 4		H23. 3. 29	40, 950	"
H11	"	"	H11. 2. 1		H23. 3. 29	53, 739	"
H11	"	"	H11. 3. 1		H23. 3. 29	27, 369	"
H11	"	"	H11. 3. 31		H23. 3. 29	20, 757	"
H11	"	"	H11. 4. 30		H23. 3. 29	21, 291	"
H11	"	"	H11. 5. 31		H23. 3. 29	13, 903	"
H11	"	"	H11. 6. 30		H23. 3. 29	25, 600	"
H11	"	"	H11. 8. 2		H23. 3. 29	17, 328	"
H11	"	"	H11. 8. 31		H23. 3. 29	17, 760	"
H11	"	"	H11. 11. 1		H23. 3. 29	11, 151	"
H11	"	"	H11. 11. 30		H23. 3. 29	16, 839	"
H11	"	"	H12. 1. 4		H23. 3. 29	13, 755	"
H11	"	"	H12. 1. 31		H23. 3. 29	9, 921	"
H12	"	"	H12. 3. 31		H23. 3. 29	4, 540	"
H12	"	"	H12. 5. 1		H23. 3. 29	9, 831	"
	小計	19件				394, 905	
H16	自動車税	12	H16. 5. 31		H23. 3. 31	64, 000	地方税法第15条の7第5項(滞納処分の停止、即時消滅)
H17	"	"	H17. 5. 31		H23. 3. 31	21, 800	"
H17	自動車税	13	H17. 5. 31		H23. 3. 4	39, 500	地方税法第18条第1項(時効完成) (H21. 3. 24執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H17	自動車税	10	H17. 5. 31		H23. 3. 28	39, 500	地方税法第18条第1項(時効完成) (H20. 3. 14執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H18	"	"	H18. 5. 31		H23. 3. 28	29, 600	地方税法第15条の7第4項(滞納処分停止後3年経過) (H20. 3. 14執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H19	自動車税	14	H19. 5. 31		H22. 5. 31	28, 000	地方税法第15条の7第5項(滞納処分の停止、即時消滅)
H20	"	"	H20. 6. 2		H22. 5. 31	12, 600	"
H20	"	"	H20. 6. 2		H22. 5. 31	34, 500	"
H20	"	"	H20. 10. 31		H22. 5. 31	66, 500	"
H16	自動車税	15	H16. 5. 31		H22. 3. 17	10, 208	地方税法第15条の7第5項(滞納処分の停止、即時消滅)
H17	"	"	H17. 5. 31		H22. 3. 17	21, 200	"
H17	自動車税	16	H17. 5. 31		H23. 3. 24	45, 000	地方税法第18条第1項(時効完成) (H22. 9. 30執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H17	自動車税	17	H17. 5. 31		H23. 3. 8	37, 100	地方税法第18条第1項(時効完成) (H21. 3. 24執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
	小計	13件				449, 508	
	本税計	63件				5, 549, 832	

(2) 税外収入関係

(平成23年4月30日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は目、節)	滞 納 者	納 付 期 限	債 権 消 滅 の 起 算 日	不 納 欠 繰 処 分 年 月 日	不 納 欠 繰 額	不 行 納 欠 繰 処 分 の 理 由
	重加算金		無し			円	
	小計	件				0	
	過少申告加算金		無し				
	小計	件				0	
S61	不申告加算金	15	S62. 3. 26		H23. 3. 29	3,400	地方税法第15条の7第4項(滞納処分停止後3年経過) (H20. 2. 28執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
S62	"	"	S62. 6. 3		H23. 3. 29	3,500	"
S62	"	"	S62. 12. 4		H23. 3. 29	3,100	"
H8	不申告加算金	7	H8. 7. 1		H23. 3. 29	4,000	地方税法第15条の7第4項(滞納処分停止後3年経過) (H20. 3. 28執行停止: 地方税法第15条の7第1項第2号)
H8	"	"	H8. 10. 31		H23. 3. 29	4,400	"
H8	"	"	H8. 10. 31		H23. 3. 29	3,200	"
H8	"	"	H8. 12. 27		H23. 3. 29	1,300	"
H8	"	"	H8. 12. 27		H23. 3. 29	1,800	"
H8	"	"	H8. 12. 27		H23. 3. 29	1,700	"
H9	"	"	H9. 4. 30		H23. 3. 29	1,600	"
H9	"	"	H9. 4. 30		H23. 3. 29	2,300	"
H9	"	"	H9. 5. 16		H23. 3. 29	2,300	"
H9	"	"	H9. 5. 16		H23. 3. 29	1,400	"
H9	"	"	H10. 3. 30		H23. 3. 29	1,300	"
H9	"	"	H10. 3. 30		H23. 3. 29	2,200	"
H9	"	"	H10. 3. 30		H23. 3. 29	1,000	"
H9	"	"	H10. 3. 30		H23. 3. 29	1,100	"
H9	"	"	H10. 3. 30		H23. 3. 29	1,700	"
H10	"	"	H10. 10. 30		H23. 3. 29	1,500	"
H10	"	"	H10. 10. 30		H23. 3. 29	1,200	"
H10	"	"	H11. 2. 1		H23. 3. 29	1,100	"
H10	"	"	H11. 2. 1		H23. 3. 29	1,200	"
H10	"	"	H11. 2. 1		H23. 3. 29	1,000	"
H10	"	"	H11. 2. 1		H23. 3. 29	1,200	"
H11	"	"	H11. 5. 14		H23. 3. 29	1,600	"
H11	"	"	H11. 5. 14		H23. 3. 29	2,000	"

課定 年度	科 目 (税目又は品、類)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起 算 日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 行 納 欠 損 処 分 つ た 理 由
H11	"	"	H11.5.14		H23.3.29	2,600	"
H11	"	"	H11.12.1		H23.3.29	1,300	"
H11	"	"	H11.12.1		H23.3.29	1,000	"
H11	"	"	H11.12.1		H23.3.29	1,000	"
H11	"	"	H11.12.1		H23.3.29	1,200	"
小計		31件				59,200	
加算金 計		31件				59,200	

合計	94件				5,609,032	
----	-----	--	--	--	-----------	--

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金 該当なし

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

(平成23年3月31日現在)

① 国 補 分 該当なし

② 単 県 分

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着 手 年月日	額の確定 年月日	支 出 の 状 況		備 考
			交付申請 年月日	完 了 年月日	検 査 年月日	概算払 ・精算 払の別	(支出年月日) 金 額	
事業の内容		補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日			
納税貯蓄組合補助金 (昭和30年度)	西町第2 納税貯蓄 組合外 342組合	3,809,824			22. 6. 24	精算払	(22. 6. 30他) 3,808,300	
県税の納付事務		(補助率：10/10)	22. 4. 21外					
		3,808,300	22. 6. 24					
単 県 分 計		3,808,300					3,808,300	

(3) 交付金 該当なし

(4) 委託料

(平成23年3月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当 初 契 約			入札等 年月日 (契約保証金納付 等年月日)	完 了 年 月 日	支 出 の 状 況			備 考
				予定価格	(契約年月日) 契 約 額	契 約 期 間			支出 区分	支 出 年 月 日	金 額	
				変更契約(最終)	(契約年月日) 契 約 額	契 約 期 間						
賦課徴収費					()							
予定価格が 20万円未満 のもの					()						4,693	
目 計											4,693	
合 計											4,693	

13 工事請負費調べ 該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成23年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手及び 郵便はがき	円 40,850	円 310,082	円 320,222	円 30,710	
収入印紙	9,800	60,000	46,600	23,200	
収入証紙	0	0	0	0	
タクシー クーポン券	0	0	0	0	
鉄道バス リペアカード	0	0	0	0	
合 計	50,650	370,082	366,822	53,910	

イ タクシーチケットの受払状況 該当なし

(3) 債 権 該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品

(平成23年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先	使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住所名			
ハスラー 証紙代金 収納計器	2	S337/F325A型	22. 4. 1 ~23. 3. 31	月額・年額	無料	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連合会	同左	自動車税、自動車取得税を証紙徴収するため	
始動票札 用リーダー	2	GAD1002型	22. 4. 1 ~25. 3. 31	月額・年額	無料	鳥取市東町一丁目220 山陰合同銀行鳥取県庁支店	同左	自動車税、自動車取得税を証紙徴収するため	
プロカード	3		22. 4. 1 ~25. 3. 31	月額・年額	無料	鳥取市東町一丁目220 山陰合同銀行鳥取県庁支店	同左	自動車税、自動車取得税を証紙徴収するため	
合計									

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ 該当なし

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成23年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格	不 用 決 定 年 月 日	不 用 と す る 理 由	処 分				備 考
							売 払 棄 却 の 別	売 払 方 法 ・ 棄 却 理 由	処 分 年 月 日	売 払 額 ・ 処 分 費 用	
冷蔵庫 東芝製 CR-3008TC	1	平成2年8月 31日	年 5	円 90,000	平成23 年2月 22日	使用に 耐えな いため	棄 却	製造年次が 古く、買取 査定が0円	平成23 年3月 15日	円 10,080	
合 計										10,080	

注1 不用となった備品の処分（売払（無償譲渡を含む。）・棄却）について記載すること。

2 保管換により受入れた物品の場合は、取得年月日の上に保管換年月日を（ ）書きで記載すること。

3 耐用年数は、県費で取得したものについては県で定めた耐用年数を、国庫補助で取得したものは国の定める耐用年数を記載すること

4 「売払方法・棄却理由」欄には、売払いの場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売り等の別を、棄却の場合にはその理由を記載すること。

5 棄却に当たり処分費用を支出した場合には、「売払額・処分費用」欄に支出金額を記載すること。

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

○ 意見、要望等

1 事務監査の日程について、今回は6月2～3日という日程でしたが、この時期は5月末の出納閉鎖直後で歳入金の確認・修正作業を行わなくてはならない、県税局でもっとも忙しい時期の一つです。

出来ましたら、5月31日前後2週間を避けていただくと大変助かります。